



八 監 第 4 1 2 号  
令 和 3 年 2 月 2 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

### 監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による教育委員会の  
監査を行ったので，次のとおり公表します。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象機関

教育委員会

(1) 教育総務課

(2) 学務課（少年自然の家を含む。）

(3) 指導課（教育センター，適応支援センター，青少年センターを含む。）

(4) 保健体育課（学校給食センターを含む。）

(5) 生涯学習振興課（総合生涯学習プラザ，公民館，図書館及び八千代台東南公共センターを含む。）

(6) 文化・スポーツ課（文化伝承館，郷土博物館を含む。）

### 3 監査の範囲

令和2年度（令和2年10月末現在）における教育委員会の財務事務及び事務事業（一部，過年度分を含む。）

### 4 監査の着眼点

予算の執行状況，事務事業の執行状況，補助金交付事務の状況，契約事務の状況，財産の管理状況について，合規性及び効率性を主眼に，過去の監査結果等を勘案し，想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

### 5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

### 6 監査の期間

令和2年10月15日から令和3年1月29日まで

## 第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており，おおむね適切であると認められた。

なお，監査対象機関ごとの所見（指摘事項，要望事項）は，次のとおりである。

所見

| 対象機関                | 区 分  | 内 容  |
|---------------------|------|--|
| 教育総務課               | 指摘事項 | <p>1 土地賃貸借契約について</p> <p>阿蘇小学校用地に係る土地賃貸借契約全3件について、翌年度以降の支出を義務付ける複数年契約を締結しているため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為として予算に定めるか、同法第234条の3の規定による長期継続契約として、翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の解除条項を設けた契約書を作成する必要がある。</p> <p>しかしながら、当該契約は債務負担行為として予算に定められておらず、また、長期継続契約として翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合の解除条項を設けた契約書も作成されていなかった。</p> <p>今後は、適切な契約事務を行われたい。</p>   |
|                     | 要望事項 | <p>1 適正な事務執行体制について</p> <p>教育委員会事務局（以下「事務局」という。）において、予算執行や行政財産使用許可申請等の事務処理が適正に執行されていない事例が散見されることから、組織における内部統制が有効に機能しているとは言い難い。</p> <p>このことから、教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び決算に関することや事務局内の連絡調整に関することを所掌する教育総務課においては、予算執行等の業務に係る法令等の遵守の徹底を周知するなど、事務局内の不適正な事務処理の改善を図るための効果的な対策を講じ、業務の適正性が確保される事務執行体制となるよう努められたい。</p> <p>（平成30年度及び令和元年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成30年度及び令和元年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き業務の適正性が確保される事務執行体制となるよう努められたい。</p> |
| 学務課<br>（少年自然の家を含む。） | 要望事項 | <p>1 少年自然の家のあり方の検討について</p> <p>少年自然の家については、設置の目的から、主に児童生徒が宿泊を伴う利用をしており、安全性には十分な配慮が必要である。</p> <p>しかし、耐震診断の結果、施設の一部において耐震性能の評価基準値を満たしていないとされているにも関わらず、未だに耐震改修等の対応が図られていない状態であるため、施設の必要性も含め、早急にあり方の検討を進められたい。</p> <p>（平成29年度、30年度及び令和元年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成29年度、30年度及び令和元年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き施設の必要性も含め、早急にあり方の検討を進められたい。</p>  |
| 指導課                 |      | 特に指摘、要望する事項はない。  |
| 教育センター              | 指摘事項 | <p>1 物品修繕契約について</p> <p>令和2年度教育ネットワークシステム周辺機器修繕（その1）について、八千代市事務決裁規程（昭和42年八千代市訓令甲第6号）に基づき契約課長の決裁により契約を締結する必要があるが、担当課である教</p>   |

|                            |      |   |
|----------------------------|------|---|
|                            |      | <p>育センター所長の決裁により契約を締結していた。</p> <p>今後は、適切な契約事務を行われたい。</p>  |
| 適応支援センター                   |      | 特に指摘，要望する事項はない。   |
| 青少年センター                    |      | 特に指摘，要望する事項はない。   |
| 保健体育課                      | 要望事項 | <p>1 学校給食費の徴収率向上について</p> <p>学校給食費については、これまで各小中学校が主に管理していたが、平成29年度から教育委員会が直接管理することとなった。それ以降の徴収率の推移を確認したところ、現年度分が下降傾向にある一方で、滞納繰越分は上昇傾向にあるため、現年度に徴収できなかったものを滞納繰越分として徴収している状況である。</p> <p>しかし、滞納額の縮減には早期の着手が重要であることから、教職員との連携を強化するなど、現年度分の徴収率向上に向けた効果的な対策を講じられたい。また、滞納を繰り返す保護者に対しては、法的措置も視野に入れた対応を図るなど、早急に適切な滞納整理を進められたい。</p> <p>(令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の令和元年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き現年度分の徴収率向上に向けた効果的な対策を講じるとともに、滞納を繰り返す保護者に対しては、早急に適切な滞納整理を進められたい。</p>  |
| 学校給食センター                   |      | 特に指摘，要望する事項はない。   |
| 生涯学習振興課<br>(総合生涯学習プラザを含む。) | 要望事項 | <p>1 公民館・図書館の指定管理について</p> <p>公民館及び直営の図書館について、指定管理者制度の導入により、市民サービスの向上と経費の削減等につながると思われるため、指定管理者制度の導入について検討されたい。</p> <p>(平成26年度、27年度、28年度、29年度、30年度及び令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成26年度、27年度、28年度、29年度、30年度及び令和元年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き指定管理者制度の導入について検討されたい。</p> <p>2 「ガキ大将の森」キャンプ場のあり方の検討について</p> <p>「ガキ大将の森」キャンプ場については、設置から30年以上が経過しているため随所に老朽化が見られ、キャビンの修繕や一部撤去の可能性のあることから、維持管理費や利用状況等を勘案して、施設のあり方について多角的な観点から検討されたい。</p> <p>なお、検討に当たっては、少年自然の家のあり方の検討と併せるなど、関係部署と連携を図りながら効率的な事業手法の検討に努められたい。</p> <p>(平成29年度、30年度及び令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成29年度、30年度及び令和元年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き施設のあり方について多角的な観点から検討されたい。</p> |
| 公民館                        | 指摘事項 | <p>1 物品設備利用収入に係る収納手続について</p> <p>公民館における物品設備利用収入（複写料）について、八千代市財務</p>   |

|              |      |  |
|--------------|------|--|
|              |      | <p>規則（平成8年八千代市規則第15号）第35条第1項の規定により、現金を直接収納したときは特別の事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込む必要があるが、当該収入の翌々日以降の払い込みが一部認められた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な収納事務を行われたい。</p>                                   |
| 図書館          |      | 特に指摘，要望する事項はない。  |
| 八千代台東南公共センター |      | 特に指摘，要望する事項はない。  |
| 文化・スポーツ課     | 指摘事項 | <p>1 教育委員会専用の公印の取扱いについて</p> <p>教育委員会専用の公印の取扱いについて、八千代市公印規則（昭和48年八千代市規則第25号。以下「規則」という。）別表によると、教育委員会専用の八千代市長印の用途は、補助執行に係る事務に関する文書と定められているが、用途外である八千代市睦スポーツ広場の土地賃貸借契約書に当該公印を使用していた。</p> <p>今後は、適切な公印の取扱いを行われたい。</p> |
| 文化伝承館        |      | 特に指摘，要望する事項はない。  |
| 郷土博物館        |      | 特に指摘，要望する事項はない。  |